

政令第 号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十九条第一項、自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）第五条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九条第一項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十五条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第五十五条第六項、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第三十条第六項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第八項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第八条第九項、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十九条第六項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第三十二条第六項、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第三十四条第六項、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十二條第七項、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の十、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第六項及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百

二号) 第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(自動車登録令の一部改正)

第一条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「には、」の下に「申請人の氏名又は名称その他の」を加え、「署名押印しなければ」を「押印しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人が、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人が、押印することを要しない。

第十六条第一項中「申請書には」を「前条第一項の規定により押印した申請書には」に改め、「この条において」を削り、同項ただし書を削る。

第十七条中「署名押印した」を「記名押印した」に、「提出しなくてもよい」を「提出することを要しない」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する場合においては、やむを得ない場合を除き、その申請書に、その第三者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

3 前項の規定は、その第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。

4 第二項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第十九条中「記載して署名押印し」を「記載し」に改める。

第三十七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「記載し、これに押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第十四条第一項第二号の書面及び同項第三号の書面（第十五条第一項ただし書に規定する申請人の代理人に係るものを除く。）については、その字数を記載した箇所に押印しなければならぬ。

（航空機登録令の一部改正）

第二条 航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「左に」を「次に」に、「記載し、申請人又はその代理人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第十三条中「左に掲げる場合」を「次の各号に規定する場合」に、「左に掲げる書面」を「当該各号に

規定する書面」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する場合において、当該第三者が申請書に当該許可、同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、同項の規定にかかわらず、同号の書面を提出することを要しない。

(奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第十六条第一項

二 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）第四条第一項

三 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）第三条第一項

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）第八条第一項

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十条

第一項

六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四十五条第一項

七 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第二十六条第一項

八 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第九条第一項

（建設業法施行令の一部改正）

第四条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「記載し、申請人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

（ダム使用権登録令の一部改正）

第五条 ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「記名押印した」を「当該許可、同意、承諾等をした旨及びその氏名又は名称を記載した」に、「添附する」を「添付する」に改め、同条第七項を削る。

（小型船舶登録令の一部改正）

第六条 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「記載し、これに記名（署名を含む）。次項、次条第二項及び第十条第一項において同じ。及び押印をし、又は署名した」を「記載した」に改め、同条第二項中「、前項の規定にかかわらず」

を削る。

附 則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

理由

令和二年七月十七日の閣議において決定された規制改革実施計画に基づき、押印を求める各種手続についてその押印を不要とする等のため、国土交通省関係政令の改正を行う必要があるからである。